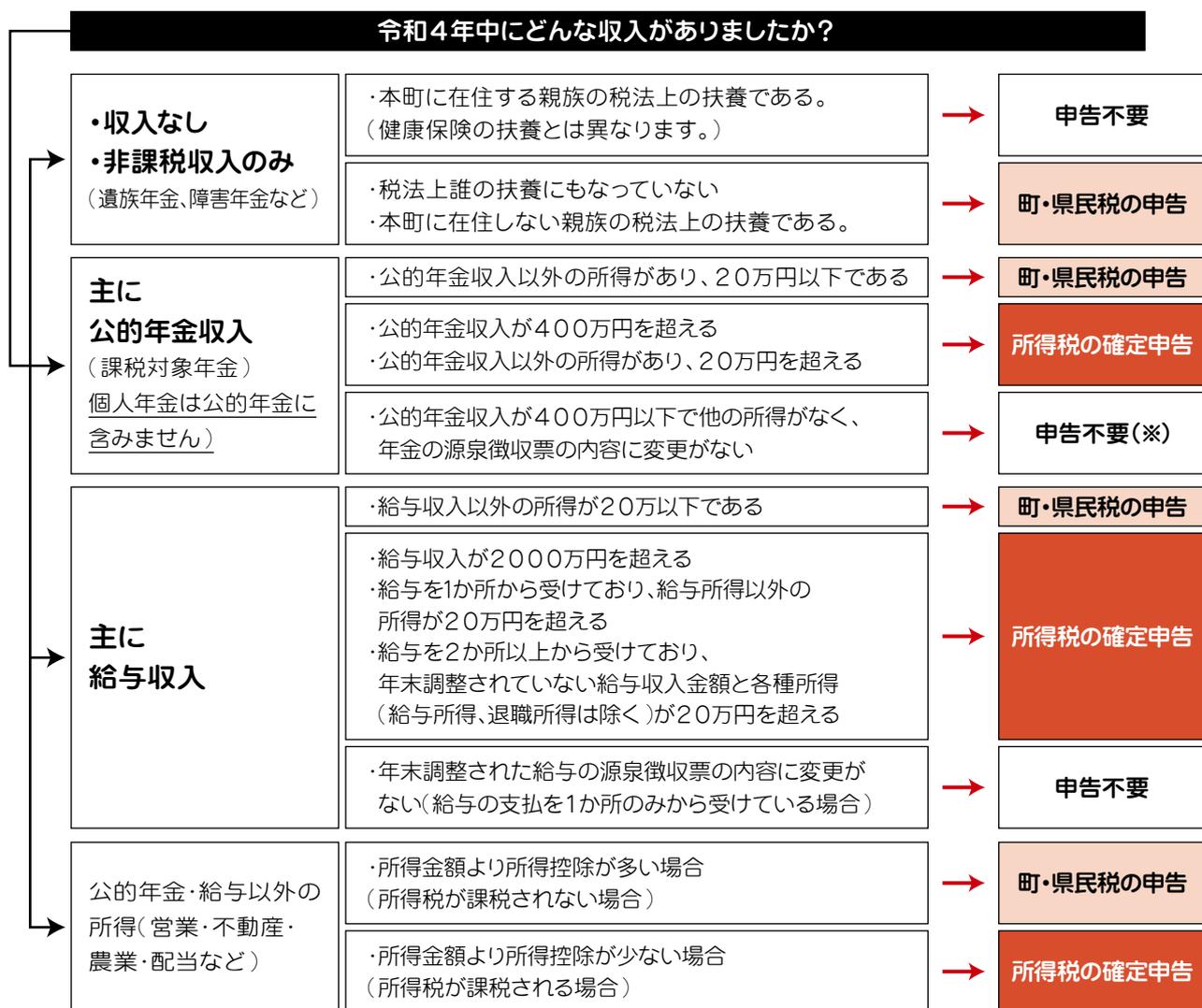


令和4年分所得税確定申告・令和5年度町県民税申告相談 役場3階大会議室で2月16日(木)～3月15日(水)

申告フローチャート ～申告する必要があるか確認してみましょう!～

このフローチャートは、簡易的に申告の有無を判断するものです。ご不明な点はお問い合わせください。

- 令和5年1月1日現在に本町に住民登録がない方は、1月1日現在に住民登録のあった市区町村にご確認ください。
- 次の場合は、所得税の確定申告が必要です。
 - ・納めすぎた所得税の還付を受ける場合
 - ・各種控除(社会保険料、生命保険料、医療費、扶養控除など)を追加・変更する場合
(所得税の納付・還付がない場合は、町・県民税の申告となります。)
 - ・新規に住宅借入金等特別控除を受ける場合



(※)申告により各種控除を追加することで、令和5年度町県民税が減額となる場合があります。

- 令和3年分以前の申告をされる方、青色申告の方、損失申告の方、土地・建物・株式等の譲渡所得のあった方及び贈与・相続・消費税については、税務署に申告してください。(譲渡所得は事前に内訳書を作成済の場合のみ、町でも受け付けます。)
- 確定申告書が完成している方は、町申告会場でお預かりします。

申告相談日程表

申告会場：役場3階 大会議室

予約受付時間：午前8時～正午・午後1時～4時(ウェブによる当日予約 午前6時～午後3時30分)

申告受付時間：午前8時30分～正午・午後1時～4時

※朝の予約開始時間が午前8時からとなります。

日付	対象地区	受付上限人数
2月16日(木)～22日(水)	明治地区	各日 150名
2月24日(金)～3月2日(木)	本郷地区	
3月3日(金)～14日(火)	上三川地区	
3月15日(水)	予備日	

お住まいの対象地区ごとに申告くださるよう、ご協力をお願いします。

●休日申告相談

日付	受付時間	受付上限人数
2月19日(日)	予約受付時間：午前8時～11時 ウェブによる当日予約：午前6時～11時30分 (申告受付時間：午前8時30分～正午)	各日 80名
2月26日(日)		

受付人数が上限に達した場合は受付を締め切らせていただきますので、ご了承ください。

【受付方法の変更】ウェブによる当日予約が可能となりました！

申告会場の混雑緩和・待ち時間短縮のため、当日予約制導入・受付人数の制限をさせていただきます。

従来は、ご来庁いただき記入による受付方法でしたが、スマートフォンやタブレットによる予約受付へと変更になります。

●ウェブによる当日予約

予約受付時間：申告日当日の午前6時～午後3時30分

予約手順：LINEまたはメールによる受付

受付時間枠：①午前8時30分～10時30分(40名)

(受付上限数)②午前10時30分～正午(40名)

③午後1時～2時30分(35名)

④午後2時30分～4時(35名)

(休日申告相談日は①、②の受付時間枠となります)

受付時間枠内での受付順番で申告相談を受付します。

※受付方法の詳しい予約方法は町ホームページを参照ください。

《事前受付はこちらから》

《予約方法詳細》



●申告会場での予約

予約受付時間：午前8時～正午・午後1時～4時

※午前8時前に役場3階申告会場で並ぶことはできません。

予約方法：タブレット端末による受付(タブレット端末の操作は職員が行います)

受付時間枠(受付上限数)：上記ウェブによる当日予約と同じ

※時間ごとの受付上限数に達した場合、来場頂いても、受付できませんのでご了承ください。

※ウェブ予約をご利用いただくと、待ち時間の心配がありません。

▶問い合わせ先＝税務課 住民税係 ☎ 56 9 1 2 2

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館または、イベントの中止や内容を変更することがありますのでご理解願います。